
令和5年度(2023年度)

市民企画事業補助金

審査結果のまとめ

令和5年(2023年)6月

八王子市

あなたのみちを、
あるけるまち。
八王子

目 次

| | | |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | 審査結果総括表 | 1 |
| 2 | 採択事業一覧表 | 2 |
| 3 | 評価及び審査結果 | |
| | (1) A 活動支援部門 | 3 |
| | (2) B 事業実施部門 | 6 |
| | (3) C 事業連携部門 | 11 |
| 4 | 審査 | |
| | (1) 審査方法 | 14 |
| | (2) 審査フロー | 16 |
| 5 | 参考資料 | |
| | (1) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者名簿・開催状況 | 18 |
| | (2) 市民企画事業補助金交付要綱 | 19 |
| | (3) 令和5年度（2023年度）補助対象事業募集要項 | 24 |
| | (4) 市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱 | 28 |
| | (5) 応募事業に関連する市の事業担当課一覧 | 29 |

令和5年度(2023年度)市民企画事業補助金 審査結果総括表

| 部 門 | | 件 数 | | 要望額(円) | 予算額(円) | 予算額－補助予定金額(円) | 備 考 |
|-------------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|---------------|-----|
| A 活動支援部門 | 新規 | 応募 | 7 | 700,000 | | | |
| | | 採択したもの | 4 | 400,000 | | | |
| | | 不採択としたもの | 3 | 300,000 | | | |
| | 継続 | 応募 | 0 | 0 | | | |
| | | 採択したもの | 0 | 0 | | | |
| | | 不採択としたもの | 0 | 0 | | | |
| | 小計 | 応募 | 7 | 700,000 | 1,000,000 | 300,000 | |
| | | 採択したもの | 4 | 400,000 | 1,000,000 | 600,000 | |
| | | 不採択としたもの | 3 | 300,000 | | | |
| B 事業実施部門 | 新規 | 応募 | 8 | 2,136,000 | | | |
| | | 採択したもの | 4 | 734,000 | | | |
| | | 不採択としたもの | 4 | 1,402,000 | | | |
| | 継続 | 応募 | 1 | 200,000 | | | |
| | | 採択したもの | 1 | 200,000 | | | |
| | | 不採択としたもの | 0 | 0 | | | |
| | 小計 | 応募 | 9 | 2,336,000 | 2,000,000 | △ 336,000 | |
| | | 採択したもの | 5 | 934,000 | 2,000,000 | 1,066,000 | |
| | | 不採択としたもの | 4 | 1,402,000 | | | |
| C 事業連携部門 | 新規 | 応募 | 1 | 1,000,000 | | | |
| | | 採択したもの | 0 | 0 | | | |
| | | 不採択としたもの | 1 | 1,000,000 | | | |
| | 小計 | 応募 | 1 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| | | 採択したもの | 0 | 0 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| | | 不採択としたもの | 1 | 1,000,000 | | | |
| 合 計 | 応募 | 17 | 4,036,000 | 4,000,000 | △ 36,000 | | |
| | 採択したもの | 9 | 1,334,000 | 4,000,000 | 2,666,000 | | |
| | 不採択としたもの | 8 | 2,702,000 | | | | |

採択事業一覧表（新規事業）

| A 活動支援部門 | | | |
|----------|--|----------------------------|-----------------------|
| 受付番号 | 事業名 | 団体名 | 2023年度補助金 交付予定額(円) |
| A-新-1 | インクルーシブ八王子 心理支援と地域連携を推進する事業 | 心理支援サポート ぴあ | 100,000 |
| A-新-4 | 多文化のまち八王子 | つながろう会 Multicultural Japan | 100,000 |
| A-新-5 | シニア食堂の運営 | シニア食堂 | 100,000 |
| A-新-7 | 家庭菜園規模の自然栽培農法および固定・伝統品種の保全についての有識者指導研究および共同実践作業と、これを通じた高齢・子育て・子ども世代間の知識と経験の共有と交流 | 自然農法家庭菜園研究会 | 100,000 |
| B 事業実施部門 | | | |
| 受付番号 | 事業名 | 団体名 | 2023年度補助金 交付予定額(円) |
| B-新-2 | はちおうじ市民健康大学 ー高齢者の健康増進・ウイメンズヘルス事業ー | プラチナクラブ | 130,000 |
| B-新-5 | 子育てを絵本で豊かに | 八王子子ども文庫連絡協議会 | 54,000 |
| B-新-7 | 第31回 八王子人形劇まつり | 八王子人形劇まつり連合会 | 50,000 |
| B-新-9 | ワーカフェ ー学びを支え多様性溢れる地域へ | 一般社団法人子ども食堂カフェ北野 | 500,000 |

採択事業一覧表（継続事業）

| B 事業実施部門 | | | |
|----------|--------------------------|---------|-----------------------|
| 受付番号 | 事業名 | 団体名 | 2023年度補助金 交付予定額(円) |
| B-②-1 | 八王子十五宿めぐり絵図&大久保長安スタンプラリー | 大久保長安の会 | 200,000 |

A 活動支援部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

| | | | | | | |
|------------|---|--------|--------|--------|-----------|----------------------|
| 区分 | 新規 | 団体名 | シニア食堂 | | | |
| 事業名 | シニア食堂の運営 | | | | | |
| 事業費 | 367,200 円 | | 補助金要望額 | | 100,000 円 | |
| 事業概要 | 高齢者向けに食堂を開設し、孤立しがちな高齢者が社会性を失わないよう、食を通じたコミュニケーションの機会を提供する。 | | | | | |
| 評価 | 評価項目 | 公益性 | | 期待度 | | 補助金交付の必要性を有りとした評価委員数 |
| | 各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点) | 28点満点中 | 22点 | 28点満点中 | 19点 | |
| | 合計得点数 | 56点満点中 | 41点 | | 7名中 | 7名 |
| 審査 | 順位 | 1位 | 採択 | 可 | 補助予定額 | 100,000 円 |
| 評価会議の意見・要望 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂から発展した先駆的な活動であり、後続する団体のモデルとなるような活動を期待する。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|--------|----------------------------|--------|-----------|----------------------|
| 区分 | 新規 | 団体名 | つながろう会 Multicultural Japan | | | |
| 事業名 | 多文化のまち八王子 | | | | | |
| 事業費 | 165,900 円 | | 補助金要望額 | | 100,000 円 | |
| 事業概要 | 多世代・多文化の住民同士の交流の場を提供することで、相互理解を深め、多様性を尊重し、住民同士が支え合う環境づくりを目指す。 | | | | | |
| 評価 | 評価項目 | 公益性 | | 期待度 | | 補助金交付の必要性を有りとした評価委員数 |
| | 各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点) | 28点満点中 | 19点 | 28点満点中 | 21点 | |
| | 合計得点数 | 56点満点中 | 40点 | | 7名中 | 7名 |
| 審査 | 順位 | 2位 | 採択 | 可 | 補助予定額 | 100,000 円 |
| 評価会議の意見・要望 | <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティが希薄になりつつある中、『和テイスト』の日本・八王子の文化と外国文化がコラボする、多様性を前面に押し出した八王子らしい多文化共生活動を期待する。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|--|------------|-------------|------------|-----------|----------------------|
| 区分 | 新規 | 団体名 | 自然農法家庭菜園研究会 | | | |
| 事業名 | 家庭菜園規模の自然栽培農法および固定・伝統品種の保全についての有識者指導研究および共同実践作業と、これを通じた高齢・子育て・子ども世代間の知識と経験の共有と交流 | | | | | |
| 事業費 | 167,070 円 | | 補助金要望額 | | 100,000 円 | |
| 事業概要 | 家庭菜園規模の自然栽培農法と固定・伝統品種の保全について知識を深め、高齢・子育て・子供世代間の知識と経験の共有と交流を目指す。 | | | | | |
| 評価 | 評価項目 | 公益性 | | 期待度 | | 補助金交付の必要性を有りとした評価委員数 |
| | 各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点) | 28点 満点中 | 17 点 | 28点 満点中 | 18 点 | |
| | 合計得点数 | 56点 満点中 | 35 点 | | 7名中 | 7 名 |
| 審査 | 順位 | 3 位 | 採 択 | 可 | 補助予定額 | 100,000 円 |
| 評価会議の意見・要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模にとどまらず、八王子市内全域に活動を広げるような工夫を期待する。 ・ 多世代への知識の普及や固定・伝統品種の保全など、公益性に重点を置いた活動となるよう努めていただきたい。 | | | | | |

| | | | | | | |
|------------|---|------------|-------------|------------|-----------|----------------------|
| 区分 | 新規 | 団体名 | 心理支援サポート ぴあ | | | |
| 事業名 | インクルーシブ八王子 心理支援と地域連携を推進する事業 | | | | | |
| 事業費 | 139,920 円 | | 補助金要望額 | | 100,000 円 | |
| 事業概要 | 生きづらさや困難に悩む人を早期に発見し、身近に相談できる支援体制や適切な機関との連携を図ることにより、インクルーシブな社会づくりを目指す。 | | | | | |
| 評価 | 評価項目 | 公益性 | | 期待度 | | 補助金交付の必要性を有りとした評価委員数 |
| | 各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点) | 28点 満点中 | 16 点 | 28点 満点中 | 18 点 | |
| | 合計得点数 | 56点 満点中 | 34 点 | | 7名中 | 5 名 |
| 審査 | 順位 | 4 位 | 採 択 | 可 | 補助予定額 | 100,000 円 |
| 評価会議の意見・要望 | <p>ピアカウンセリングに対する認識や実施内容は不明確であるが、ワークショップ等の事業については公益性が高いと考えられる。ただし以下の条件を必ず遵守し活動すること。</p> <p>【交付の条件】</p> <p>① 協力機関等を明確にし、事業の透明性を確保すること。</p> <p>② 行政や医療機関など、適切な機関との連携を図ること。</p> <p>※上記条件を遵守できない場合、補助金を返還していただきます。</p> | | | | | |

A 事業実施部門 不採択事業（応募受付順）

| | | | | |
|-------------|--|--------|-------------------|--|
| 区 分 | 新規 | 団体名 | piccolo contadino | |
| 事業名 | かぼちゃなどの無農薬野菜の子ども食堂への提供や収穫体験を通じた地域コミュニケーションの活性化 | | | |
| 事業費 | 102,500 円 | 補助金要望額 | 100,000 円 | |
| 事業概要 | 無農薬野菜を栽培し子ども食堂に提供することで運営に寄与するほか、野菜の収穫体験の機会を設けることにより地域交流の活性化を目指す。 | | | |
| 評価会議 の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益的な視点において、事業計画が不明瞭であり、本事業自体が成立するかについて疑問が残る。 ・ 実験的に栽培し、試食会でのアンケートや専門家等による客観的な評価を得た上で、子ども食堂への提供や販路開拓の可能性を検討していただきたい。今後に期待する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|--------|-------------------------------|--|
| 区 分 | 新規 | 団体名 | トーキョーコーヒーNo.85 八王子アトリエティーオリーブ | |
| 事業名 | 不登校の子どもやその親と大人たちが安心できる居場所作り | | | |
| 事業費 | 150,000 円 | 補助金要望額 | 100,000 円 | |
| 事業概要 | 不登校の子を持つ親などの大人が楽しく活動でき、子どもたちが安心して自由に過ごせる場所を創出し、不登校の親と子の居場所づくりを目指す。 | | | |
| 評価会議 の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の意義や必要性は理解できるが、独自性や専門性を活かしたものとは判断できず、手法や事業自体の効果が不明瞭である。 ・ 実現性が確認できた段階で改めて補助金申請を検討していただきたい。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|--------|-------------|--|
| 区 分 | 新規 | 団体名 | 魁士パントマイムクラブ | |
| 事業名 | 楽しくパントマイム | | | |
| 事業費 | 157,200 円 | 補助金要望額 | 100,000 円 | |
| 事業概要 | パントマイムのワークショップを行い、作品作りを通して多世代交流を図り、地域の居場所となる活動を目指す。 | | | |
| 評価会議 の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画や目的が不明瞭であり、公益性や地域課題の解決につながる可能性について疑問が残る。 ・ パントマイムという手法を用いて、世代間交流の場、多様性の面でのモデルケースとなることを今後期待する。 | | | |

B 事業実施部門 採択事業 評価及び審査結果（得点順）

| | | | | | | | | | | |
|------------|---|-------------|------------------|------------|---------|------------|---------|------------|-----------|--|
| 区分 | 新規 | 団体名 | 一般社団法人子ども食堂カフェ北野 | | | | | | | |
| 事業名 | ワーカフェー ー学びを支え多様性溢れる地域へ | | | | | | | | | |
| 事業費 | 1,548,857 円 | | | 補助金要望額 | | 500,000 円 | | | | |
| 事業概要 | 海外にルーツを持つなど、学校の授業を理解することが困難な中学生に学習機会を提供するため、高校生・大学生や教員経験者等のボランティアによる無料塾を開講する。 | | | | | | | | | |
| 評価 | 評価項目 | 公益性 | | 計画性 | | ニーズの高さ | | 創意工夫 | | 補助金交付の必要性を有りとした評価委員数 |
| | 各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点) | 28点 満点中 | 26 点 | 28点 満点中 | 22 点 | 28点 満点中 | 23 点 | 28点 満点中 | 21 点 | |
| | 合計得点数 | 112点 満点中 | | 92 | | | | 点 | | 7名中 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 7名 |
| 審査 | 順位 | 1 位 | | 採 択 | 可 | | 補助予定額 | | 500,000 円 | |
| 評価会議の意見・要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 八王子国際協会や地域の学生、地元企業等との協力など、地域的な広がり期待する。 ・ 今後の事業の継続性、発展性の観点から、資金確保への改善策の検討を期待する。 ・ 子ども食堂事業との切り分けを確実にすること。 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------------|---|-------------|---------|------------|---------|------------|---------|------------|-----------|--|
| 区分 | 新規 | 団体名 | プラチナクラブ | | | | | | | |
| 事業名 | はちおうじ市民健康大学—高齢者の健康増進・ウィメンズヘルス事業— | | | | | | | | | |
| 事業費 | 260,000 円 | | | 補助金要望額 | | 130,000 円 | | | | |
| 事業概要 | 市民の健康づくりに寄与するため、産後ケアや中高年向けの健康寿命を延ばすための講座を理学療法士、助産師が中心となって開催する。 | | | | | | | | | |
| 評価 | 評価項目 | 公益性 | | 計画性 | | ニーズの高さ | | 創意工夫 | | 補助金交付の必要性を有りとした評価委員数 |
| | 各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点) | 28点 満点中 | 20 点 | 28点 満点中 | 15 点 | 28点 満点中 | 20 点 | 28点 満点中 | 19 点 | |
| | 合計得点数 | 112点 満点中 | | 74 | | | | 点 | | 7名中 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 7名 |
| 審査 | 順位 | 2 位 | | 採 択 | 可 | | 補助予定額 | | 130,000 円 | |
| 評価会議の意見・要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援にもつながる産後ケアにより重点をおいた活動を期待する。 ・ 0歳児の保育体制の確保など、産後の母親が講座に参加しやすい環境づくりに努めていただきたい。 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------|--|------------|---------------|------------|------------|----------------------|--|
| 区分 | 新規 | 団体名 | 八王子子ども文庫連絡協議会 | | | | |
| 事業名 | 子育てを絵本で豊かに | | | | | | |
| 事業費 | 108,875 円 | | 補助金要望額 | | 54,000 円 | | |
| 事業概要 | 「本の楽しさ」を味わう親子向けのお話会や講演会を開催し、親子で本に親しんでもらうことで子育て支援を図るほか、文庫で人気の本の紹介冊子を配布する。 | | | | | | |
| 評価 | 評価項目 | 公益性 | 計画性 | ニーズの高さ | 創意工夫 | 補助金交付の必要性を有りとした評価委員数 | |
| | 各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点) | 28点満点中 23点 | 28点満点中 15点 | 28点満点中 17点 | 28点満点中 17点 | | |
| | 合計得点数 | 112点満点中 | 72点 | | | 7名中 7名 | |
| 審査 | 順位 | 3位 | 採択 | 可 | 補助予定額 | 54,000 円 | |
| 評価会議の意見・要望 | <ul style="list-style-type: none"> 事業の発展性の観点から、市内書店との連携や、連続した読書支援に向けた小・中学校との協力等の検討を期待する。 今後の事業の継続性の観点から、会員数を増やす方策の検討、イベントの集客に SNS の活用等をしていただきたい。 | | | | | | |

| | | | | | | | |
|------------|--|------------|------------|------------|------------|----------------------|--|
| 区分 | 継続・2回目 | 団体名 | 大久保長安の会 | | | | |
| 事業名 | 八王子十五宿めぐり絵図&大久保長安スタンプラリー | | | | | | |
| 事業費 | 400,000 円 | | 補助金要望額 | | 200,000 円 | | |
| 事業概要 | 八王子十五宿や大久保長安の活躍を紹介する現代版絵図を作成し、絵図を活用した町歩きや講座、十五宿をめぐるスタンプラリーを開催する。 | | | | | | |
| 評価 | 評価項目 | 公益性 | 計画性 | ニーズの高さ | 創意工夫 | 補助金交付の必要性を有りとした評価委員数 | |
| | 各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点) | 28点満点中 18点 | 28点満点中 17点 | 28点満点中 17点 | 28点満点中 20点 | | |
| | 合計得点数 | 112点満点中 | 72点 | | | 7名中 7名 | |
| 審査 | 順位 | 3位 | 採択 | 可 | 補助予定額 | 200,000 円 | |
| 評価会議の意見・要望 | <ul style="list-style-type: none"> 商店街等の他団体と連携し、スタンプラリーの範囲を拡大するなど、まち全体を盛り上げる事業の検討を期待する。 学生と連携することで若い世代への PR、メディアの活用等も検討していただきたい。 | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|----------------|--|-------------|--------------|------------|----------|------------|---------|------------|---------|----------------------|
| 区分 | 新規 | 団体名 | 八王子人形劇まつり連合会 | | | | | | | |
| 事業名 | 第31回 八王子人形劇まつり | | | | | | | | | |
| 事業費 | 100,000 円 | | 補助金要望額 | | 50,000 円 | | | | | |
| 事業概要 | 地域で活動する人形劇団などによる、子どもたちのための人形劇の公演を行う。 | | | | | | | | | |
| 評価 | 評価項目 | 公益性 | | 計画性 | | ニーズの高さ | | 創意工夫 | | 補助金交付の必要性を有りとした評価委員数 |
| | 各項目における得点数 (7名の委員が0~4点で採点) | 28点 満点中 | 18 点 | 28点 満点中 | 18 点 | 28点 満点中 | 16 点 | 28点 満点中 | 20 点 | |
| | 合計得点数 | 112点 満点中 | | 72 点 | | | | 7名中 | | 6 名 |
| 審査 | 順位 | 3 位 | | 採択 | 可 | | 補助予定額 | 50,000 円 | | |
| 評価会議の 意見・要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体及び事業の継続性の観点から、資金確保の改善策について検討を期待する。 ・ 大学生との連携の強みを活かし、SNSを活用した告知等について検討いただきたい。 ・ 公演を行うだけでなく、親子向けワークショップ等による担い手の育成や、高齢者施設での公演など公益性のある活動に期待する。 | | | | | | | | | |

B 事業実施部門 不採択事業（応募受付順）

| | | | | |
|-------------|---|-----|--------|-----------|
| 区 分 | 新規 | 団体名 | 八王子九重会 | |
| 事業名 | 百人一首競技かるたの普及を通じて日本の古典文化を広める | | | |
| 事業費 | 205,323 円 | | 補助金要望額 | 102,000 円 |
| 事業概要 | 百人一首競技かるたの普及のため、小・中学生向けの体験講座を開催する。 | | | |
| 評価会議 の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の継続性について疑問が残る。若い世代の会員の増加を重視して活動し、一定の参加者を確保しうる工夫を行ったうえで申請を検討していただきたい。 ・ 札の読み上げにスマートフォンアプリを活用するなど、事業運営の改善策に期待する。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|-----|-----------------|-----------|
| 区 分 | 新規 | 団体名 | 一般社団法人 CHEERFUL | |
| 事業名 | 親子で楽しめる思い出作りプロジェクト | | | |
| 事業費 | 1,005,170 円 | | 補助金要望額 | 500,000 円 |
| 事業概要 | 子育てに悩む親の相談会や体験型イベント、マルシェなどを開催し、子育て世代のコミュニティ形成と多世代交流の活性化を目指す。 | | | |
| 評価会議 の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公開プレゼンテーションで示された事業目的の「虐待防止」について、事業内容により達成されるものか不明確であり、事業計画が具体性に乏しく過大であると思われる。 ・ 補助金を除く主たる財源である企業からの寄附金について具体性に欠ける。 ・ 事業理念や計画を再度整理した上で、補助金の申請について検討いただきたい。 | | | |

| | | | | |
|-------------|---|-----|--------|-----------|
| 区 分 | 新規 | 団体名 | あずきサロン | |
| 事業名 | コーラスの会とチャリティー音楽会で市民の心身ともに豊かになる活動を支援する | | | |
| 事業費 | 601,000 円 | | 補助金要望額 | 300,000 円 |
| 事業概要 | 健康づくりや参加者同士の交流のため、コーラスの会を開催するほか、市民に身近な場所で音楽会を開催する。 | | | |
| 評価会議 の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ チャリティー音楽会については団体の活動資金を得ることを目的としており、事業の公益性の観点から市民企画事業補助金の主旨とは異なる。 ・ 地域の大学等の他団体との連携を図るなど、公益性の高い事業計画に期待したい。 | | | |

| | | | | |
|-------------|--|--------|----------------|--|
| 区 分 | 新規 | 団体名 | 一般社団法人 オレンジハウス | |
| 事業名 | 高齢者の居場所事業 | | | |
| 事業費 | 1,134,000 円 | 補助金要望額 | 500,000 円 | |
| 事業概要 | 健康づくりや地域住民の交流のためのイベントを開催するほか、一人暮らしの高齢者が災害時等に一時的に過ごすことができるショートステイの場所を整備する。 | | | |
| 評価会議 の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本団体の活動は評価できるが、「ショートステイ」に関する計画が不明瞭であり、具体性に欠ける。 ・ 備品の購入や通信方法について見直しが必要であり、備品はリユース品や寄付の活用、通信方法はEメールの活用など、検討の余地がある。 | | | |

C 事業連携部門 不採択事業（応募受付順）

| | | | | |
|-------------|---|-----|--------|-------------|
| 区 分 | 新規 | 団体名 | はちねこ | |
| 事業名 | ～ひと・まち・どうぶつをつなぐ～保護猫の譲渡促進事業 | | | |
| 事業費 | 1,500,000 円 | | 補助金要望額 | 1,000,000 円 |
| 事業概要 | NPO 法人みんなのひろばに猫の保護場所を整備し、譲渡につながる取組や障害のある方に猫とふれあう機会の提供を行うほか、障害者の雇用創出を目指す。 | | | |
| 評価会議 の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ C 部門は団体同士の連携・協力により更なる事業の発展を目指すものであるが、連携先の団体が行う事業への効果や発展性が不明瞭であり、C 部門において求める事業連携による相乗効果に疑問が残る。 ・ 保護猫の譲渡促進については必要な事業であるので、より効果の高い連携事業の計画を期待する。 | | | |

审 查

1 審査方法

応募事業について、事務局確認、予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議による評価を基に審査し、補助金を交付すべき事業を決定します。

1 事務局確認

事務局である市民活動推進部協働推進課が、応募書類について以下の点を確認するとともに、応募事業に関連する市の所管課を担当課として指定する。

- ① 応募部門が適切であること
- ② 事業及び団体についての応募要件を満たしていること
- ③ 提出書類に不備がないこと

2 予備評価

応募事業に関連する市の担当課は、市政運営担当者の立場から、応募書類により以下の項目について確認及び評価を行う。

① 確認項目

- ・ 当該年度に、市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体(以下「市等」という。)で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。
- ・ 市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。
- ・ 事業内容が法令等に違反していないこと。
- ・ 市が補助金を交付することについて問題がないこと。

② 評価項目

ア A.活動支援部門

| 評価項目 | 着 眼 点 |
|------|--|
| 公益性 | 活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。 |
| 期待度 | 将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。 |

イ B.事業実施部門

| 評価項目 | 着 眼 点 |
|----------|---|
| 政策合致性 | 実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。 |
| 八王子への貢献度 | 八王子市のまちづくりに寄与するもので、積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。 |
| 計画性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。 |
| 自立性 | 当該年度またはそれ以降において、自立運営が可能か。 |

ウ C.事業連携部門

| 評価項目 | 着 眼 点 |
|----------|---|
| 政策合致性 | 実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。 |
| 八王子への貢献度 | 八王子市のまちづくりに寄与するもので積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。 |
| 継続性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望め、継続性が見込めるか。 |
| 発展性 | 単一団体で成し得なかった事業が、団体同士が協力、連携することで発展し、各団体の基盤となる活動に広がりを見込めるか。 |

3 市民企画事業補助金申請事業評価会議による評価

① A.活動支援部門の評価

応募書類、予備評価の結果等に基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

| 評価項目 | 着 眼 点 |
|-----------|---|
| 公益性 | 活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。 |
| 期待度 | 将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。 |
| 補助金交付の必要性 | 当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。 |

② B.事業実施部門及び C.事業連携部門の評価

応募書類、予備評価の結果及び公開プレゼンテーションに基づき、以下の項目について5段階の採点を行う。「補助金交付の必要性」については、採点ではなく必要性「あり」、「なし」の判断とする。

| 評価項目 | B.事業実施部門 | C.事業連携部門 | |
|-----------|---|---|--|
| | 着 眼 点 | | |
| 公益性 | 活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。 | | 団体間の連携により、地域の課題解決に寄与するものか。 |
| | 町会・自治会や住民協議会など、地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。 | | |
| 計画性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。 | | |
| | 具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、支援を継続する必要があるか。 | 連携による具体的な効果が望めるか。継続事業の場合、支援を継続する必要があるか。 | |
| ニーズの高さ | 市民のニーズが高いか。 | 相乗効果 | 単一団体では成し得なかった課題が、連携することにより解決できるものか。 |
| 創意工夫 | 独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また可能性を秘めているか。 | 発展・継続性 | 単一団体の通常の活動の発展に寄与するものか。また、事業の継続性が見込めるか。 |
| 補助金交付の必要性 | 当該事業に対し、補助金を交付すべきか否か。 | | |

■公開プレゼンテーション

B.事業実施部門及び C.事業連携部門への応募事業を対象に、市民に公開で、応募団体自ら事業内容の説明を行うもの。各団体からの説明後、評価会議委員は不明な点等について質疑を行った。

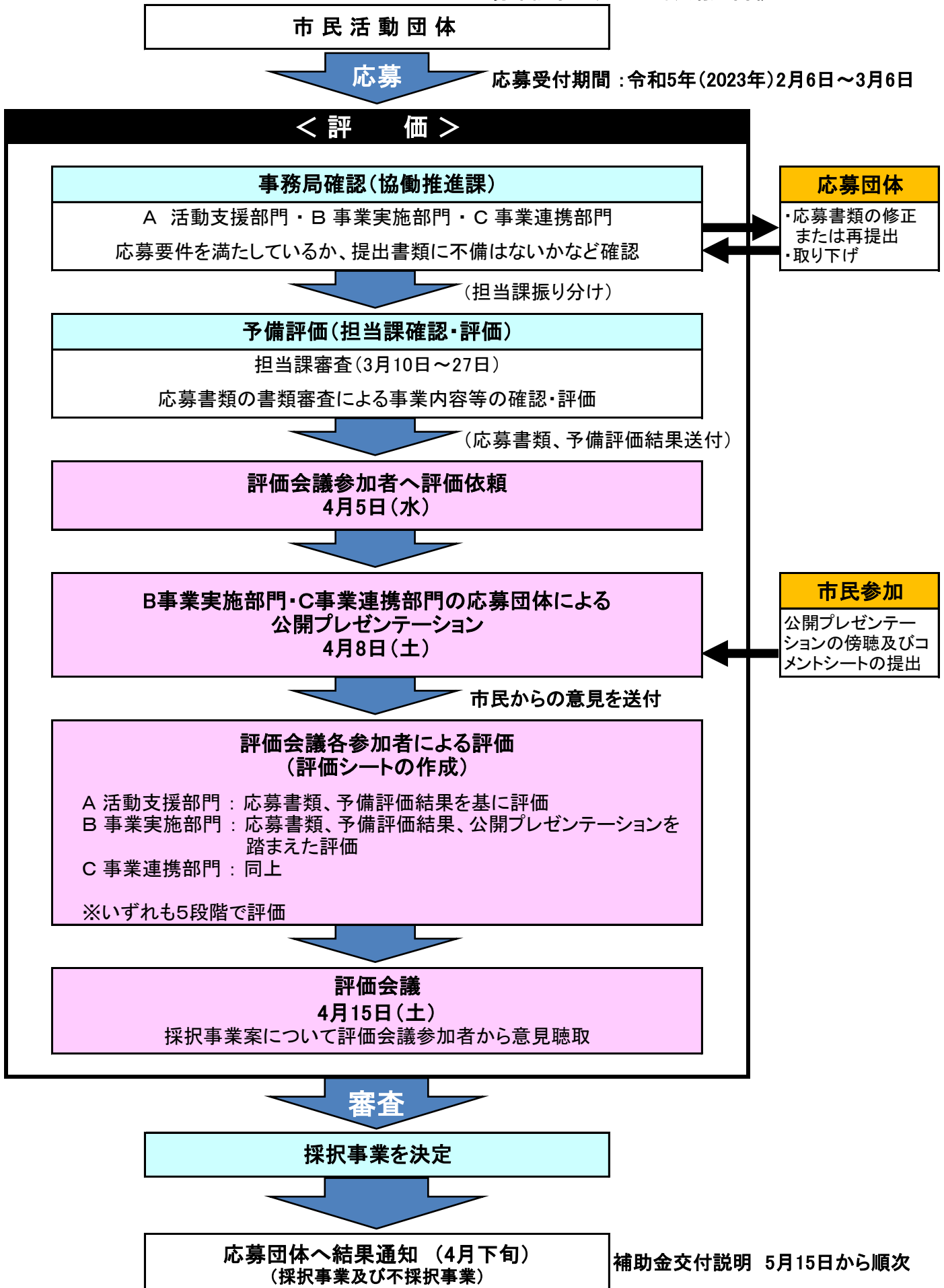
【公開プレゼンテーション(4月8日)当日の様子】

● B.事業実施部門・C.事業連携部門へ応募した10団体がプレゼンテーションを行った。



2 審査フロー

募集要項・応募書類配付開始：2月6日～
募集記事：2月15日号広報に掲載



参 考 资 料

市民企画事業補助金申請事業評価会議

【参加者名簿】

任期 令和4年（2022年）12月～令和5年（2023年）7月

| 氏名 | 所属 |
|----------|-------------------------------------|
| 座長 岡田 実 | 拓殖大学 国際学部 教授 |
| 副座長 西山 茂 | 八王子市町会自治会連合会 副会長 |
| 千葉 瑞姫 | 帝京大学 経済学部 学生 |
| 岡本 彰子 | 多摩信用金庫 価値創造事業部 地域支援グループ まちづくり担当 |
| 土屋 和子 | 特定非営利活動法人市民サポートセンター日野 理事・前事務局長 |
| 葛西 昭人 | 株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局局長 |
| 久保 律子 | 特定非営利活動法人シニア SOHO 普及サロン・三鷹 前代表理事 |

【開催状況】

| 開催年月日 | 開催時刻 | 会場 | 内容 |
|--------------------------|-----------------|-----------------------|--|
| 令和4年（2022年） 12月10日（土） | 14:00～ 16:00 | クリエイト ホール 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> 座長・副座長の選任 令和5年度補助対象事業の募集について 応募事業の評価方法及び日程について |
| 令和5年（2023年） 4月8日（土） | 12:00～ 16:00 | クリエイト ホール 視聴覚室 | 公開プレゼンテーション (B事業実施部門・C事業連携部門への応募事業のみ) |
| 令和5年（2023年） 4月15日（土） | 13:30～ 16:00 | 市民活動 支援センター 会議室 | 令和5年度補助対象事業の最終選考案 についての意見聴取 |

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」(様式1)

(2) 「市民企画事業実施計画書」(様式2)

(3) 「市民企画事業収支計画書」(様式3)

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、別に定める審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」(様式4)により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない（軽微な変更は除く）限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画事業補助金交付決定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体（以下「補助団体」という。）の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による申請については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」（様式7）によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

- (1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」（様式8）
- (2) 「市民企画事業補助金成果報告書」（様式9）
- (3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」（様式10）

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」（様式11）により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当部の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する事務を分掌する部を担当部として指定するものとする。

2 指定された担当部の長は、部内で特に補助対象事業の内容に関連する所管を担当課として定め、市長に報告するものとする。ただし、市長は特に必要があるときは、担当部の指定に合わせ担当課の指定を行うことができるものとする。

3 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当部に意見を求めるものとする。

4 第2項の規定による担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第17条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補助金制度の見直し)

第18条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)2月7日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

| 応募部門 | | A 活動支援部門 | B 事業実施部門 | C 事業連携部門 |
|------------------------------|-------------|--|---|--|
| | | 既に公益的な活動に取り組んでいるが、活動基盤が整っていない団体や、これから公益的な活動に取り組もうとする団体の事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。 | 活動基盤が一定程度整っている市民活動団体が、自立運営を目標に企画提案する事業や、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。 | 既に主たる事業で自立運営をしている市民活動団体が、他の団体（活動分野が異なる団体）と協力・連携することで、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。 |
| 補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること） | 補助を受ける団体の要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左 | <ol style="list-style-type: none"> 1 協力・連携する各団体（以下、「各団体」という。）が非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 各団体が市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 各団体が、構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 各団体が、政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 各団体が、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 |
| | 実施する事業の要件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 当該年度において、市、国や地方自治体及びそれらの外郭団体で実施している他の財政的支援を受けていないこと、またその予定がないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左 | <ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されるとともに、団体間で連携することにより、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左 |
| 補助額等 | 金額 | ①1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円 | ①1件当たり対象事業費の1/2以内 上限50万円 | ①1件当たり対象事業費の2/3以内 上限100万円 |

| | 交付額の 単位 | 千円単位（千円未満切り捨て） | 千円単位（千円未満切り捨て） | 千円単位（千円未満切り捨て） |
|----|---|--|--|----------------|
| 備考 | 同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。 | 同一区分における同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。 | 同一区分における同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。 | |

令和5年度(2023年度) 八王子市市民企画事業補助金 補助対象事業募集要項

◆ 「八王子市市民企画事業補助金」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況により、急遽中止となる可能性があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

1. 趣 旨

市民企画事業補助金は、市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する公益的な事業について、予算の範囲内において市がその経費の一部を補助するものです。この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は公募とし、厳正な審査を経て決定します。
※趣味のサークル活動等は、本補助金の対象外となります。

2. 応募できる団体

応募できる団体は、次に掲げる要件を **全て** 満たす団体です。

| | | A 活動支援部門 | B 事業実施部門 | C 事業連携部門 |
|----------|---|---|---|--------------------------------|
| 共通 項目 | ① | 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。(法人格の有無は問いません。) | | |
| | ② | 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。 | | 〔C 事業連携部門〕は、連携する全ての団体が該当すること。〕 |
| | ③ | 政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。 | | |
| | ④ | 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと。 | | |
| 個別 項目 | ⑤ | 活動拠点を市内に持っていること。 | 活動拠点を市内に持つか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できること。 | |

3. 応募対象事業の種類(部門)

補助対象事業は、以下の**3部門**に分けて募集し、決定します。応募資格は、**全部門合わせて1団体1事業**です。

| | | A 活動支援部門 | B 事業実施部門 | C 事業連携部門 |
|----------|--|---|--|---|
| 内 容 | | 既に公益的な活動に取り組んでいるが、活動基盤が整っていない団体や、これから公益的な活動に取り組もうとする団体の 事業に要する経費 を補助します。 | 活動基盤が一定程度整っている市民活動団体が、自立運営を目標に企画提案する事業や、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の経費の一部 を補助します。 | 既に主たる事業で自立運営をしている市民活動団体が、 他の団体(活動分野が異なる団体※)と協力・連携することで、さらなる事業の発展を見込むことができる事業の実施経費の一部 を補助します。 |
| 補助金額 | | 必要な経費の 10分の10 (千円未満切り捨て、上限10万円) | 必要な経費の 2分の1以内 (千円未満切り捨て、上限50万円) | 必要な経費の 3分の2以内 (千円未満切り捨て、上限100万円) |
| 計画段階の事業費 | | 5万円以上 | | 10万円以上 |
| 補助回数 | | 同一団体2回まで | | 同一区分における、同一事業に対して3回まで |

※ 活動分野が異なる団体との連携とは、例えば、子育て支援団体と農業支援団体が連携し、互いの長所を活かしながらより発展した新たな取組を行うこと等を想定しています。詳細につきましては、協働推進課までお問い合わせください。

※ 他団体の情報等については、はちコミねっとのご活用、または、市民活動支援センターにご相談ください。



はちコミねっと



市民活動支援センター

4. 対象となる事業の要件

補助対象事業は、次に掲げる要件を **全て** 満たす必要があります。

| | A 活動支援部門 | B 事業実施部門 | C 事業連携部門 |
|------|--------------|--|---|
| 共通項目 | ① | 市民からのニーズがあり、不特定多数の市民が受益者となるような、公益性が認められる事業内容であること。 | |
| | ② | 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 | |
| | ③ | 令和5年(2023年)4月から令和6年(2024年)3月までの間に実施する事業であること。 | |
| | ④ | 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 | |
| | ⑤ | 特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 | |
| | ⑥ | 上記③の期間において、市、国や他の地方自治体及びそれらの外郭団体(以下「市等」という)で実施している他の財政的支援を受けていないこと。また、その予定がないこと。 | |
| | ⑦ | 市等との共催ではないこと。また、市等を含む実行委員会として実施する事業ではないこと。 | |
| | ⑧ | 上記①～⑦の要件のほか、法令等に違反しないこと。 | |
| 個別項目 | ⑨ 市内で実施すること。 | 市内で実施されるか、または市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 | 市内で実施されるとともに、団体間で連携することにより、地域社会の健全な発展に寄与すること。 |

5. 補助対象外の経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、**以下のものは補助の対象から除きます。**

(1) 団体の経常的な活動に要する経費

例) 家賃、電話及びインターネット通信料、セミナーや講座、学会等に参加・登録するための会費、事務局に係る経費 など

(2) 飲食に関わる経費(講師の飲み物代等も含む) (3) 不動産及び高額な備品(おおむね20万円以上)の購入費

(4) 店舗等から付与されたポイントや、電子ギフト券を利用して購入した物品等に係る経費

(ポイント付与が領収書等の根拠資料で確認できた場合、その分は補助対象外となります。)

6. 応募にあたっての事前相談(必須)

応募を検討されている団体は、応募書類を提出する前に、必ず協働推進課までご相談ください。

また、申込手続きや制度の概要等についての説明や、応募しようとしている事業や経費が補助金の対象となるのか、応募書類の書き方などのご相談につきましても、随時受け付けています。

なお、窓口でのご相談を希望される場合は、できるだけ事前にご連絡ください。

7. 応募受付期間

令和5年(2023年)2月6日(月)～3月6日(月)17:00必着(協働推進課までメール、持参又は郵送)

※ 電子データで書類を作成した団体は、データも併せて提出してください。

8. 提出書類

応募にあたっては、下表に掲げる書類を提出していただきます(各部門共通)。

| | 書類の名称 | | 書類の名称 |
|-----|--|--------------------------|-----------------------------|
| 様式1 | 交付申込書 | 様式自由 (C部門は連携する全ての団体分) | 団体の定款・会則 団体の会員名簿 |
| | 付属資料 活動実績および活動計画書 (新規・継続で様式が異なるため注意) | | 団体の最新の決算書 |
| | 付属資料 事業の協力・連携実施に係る合意書 (C部門のみ) | | 会場等のレイアウト図 (※該当する団体のみ) |
| 様式2 | 実施計画書 | 様式指定 | 公開プレゼンテーション確認書 (B・C部門のみ) |
| 様式3 | 収支計画書 | | 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する確認事項 |

9. 審査方法

補助対象事業の審査は、事務局（協働推進課）による応募書類の確認、市の担当課及び事務局による書類審査を行う予備評価、市民企画事業補助金申請事業評価会議（参加者は別表のとおり）による評価を基に行います。また、応募団体自ら事業の説明を行う「公開プレゼンテーション（A活動支援部門を除く）」や、公開プレゼンテーションでの市民からの意見、継続事業については前年度事業の進捗状況などを参考にします。

評価項目は以下のとおりです。評価項目を考慮のうえ、応募書類等へのご記入をお願いします。

(1) 担当課による評価項目

| A 活動支援部門 | | B 事業実施部門 | | C 事業連携部門 | |
|----------|--|--------------------------------------|---|----------|---|
| 公益性 | 活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。また、町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。 | 合致性 政策 | 実施効果が市の目指す方向性と一致しているか。 | | |
| | | の 貢 献 度 八 王 子 へ | 八王子市のまちづくりに寄与するもので、積極的に支援できるものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを活かすものか。 | | |
| 期待度 | 将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。 | 計画性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。 | 継続性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望め、継続性が見込めるか。 |
| | | 自立性 | 当該年度またはそれ以降において、自立運営が可能か。 | 発展性 | 単一団体で成し得なかった事業が、団体同士が協力、連携することで発展し、各団体の基盤となる活動に広がりを見込めるか。 |

(2) 評価会議による評価項目

次の項目について、**5段階での採点**を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

| A 活動支援部門 | | B 事業実施部門 | | C 事業連携部門 | |
|-----------|--|--------------------------------------|--|--|--|
| 公益性 | 活動目的や内容が明確で、広く市民の利益となる公益性が認められるか。 | | 町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。 | | |
| | 町会・自治会や住民協議会など地域で活動する他団体と連携し得るもので、地域の課題解決に寄与するものか。 | | 団体間の連携により、地域の課題解決に寄与するものか。 | | |
| 期待度 | 将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。 | 計画性 | 事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。 | | |
| 補助金交付の必要性 | の 二 高 い さ ず | 市民のニーズが高いか。 | 効果 相 乗 | 単一団体では成し得なかった課題が、連携することにより解決できるものか。 | |
| | | 独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。 | 継続 発 展 性 ・ | 単一団体の通常の活動の発展に寄与するものか。また、事業の継続性が見込めるか。 | |
| | 補助金交付の必要性 | | 補助金交付の必要性 | | |

(3) 市民企画事業補助金申請事業評価会議 参加者

| 氏名 | 所属 |
|--------|------------------------------------|
| 岡田 実 | 拓殖大学 国際学部 教授 |
| 西山 茂 | 八王子市町会自治会連合会 副会長 |
| 千葉 瑞 姫 | 帝京大学 経済学部 学生 |
| 岡本 彰 子 | 多摩信用金庫 価値創造事業部 地域支援グループ まちづくり担当 |
| 土屋 和 子 | 特定非営利活動法人市民サポートセンター日野 理事・事務局長 |
| 葛西 昭 人 | 株式会社ジェイコム東京 八王子・日野局 局長 |
| 久保 律 子 | 特定非営利活動法人シニア SOHO 普及サロン・三鷹 前代表理事 |

10. 公開プレゼンテーションの実施

「B 事業実施部門」及び「C 事業連携部門」の応募事業については、審査の一環として、事業内容等について説明していただく公開プレゼンテーションを行います。当日参加した市民（応募団体関係者を除く）から、応募事業について意見を受け付け、審査の参考とします。

【日時】令和5年(2023年)4月8日(土)

【会場】生涯学習センター(クリエイトホール) 11階 視聴覚室(東町5-6)

※開催時間は、B 事業実施部門及びC 事業連携部門への応募件数が確定後決定し、応募団体に通知します。

11. 審査結果の公表

審査の結果は、採択・不採択に関わらず応募団体に個別に通知します。また、採択された事業については、「広報はちおうじ」、市のホームページなどで公表します。

12. 八王子市市民活動支援センターへの登録

採択された団体は、八王子市内の市民活動団体の支援等を行っている「八王子市市民活動支援センター」への**団体登録をお願いします**。市民活動支援センターでは公益的な活動を継続していくために、団体の自立化・活性化を目的に団体運営の実務を学ぶ「NPOパワーアップ講座」など様々な講座を開催しています。詳細は、別紙でご確認ください。

13. 普及広報・活動の紹介(「はちコミねっと」への登録、情報発信)

本補助金制度を市民の方により広く知っていただくために、補助金交付を受けた団体は、補助事業を行う際にポスターやチラシ等に本補助金交付対象事業である旨を表示していただきます。また、市民活動支援センターで運営している『八王子コミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」』に登録していただき、活動の周知を行っていただきます。詳細は、別紙でご確認ください。

14. 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、**補助事業終了後、実績報告書類を提出していただきます**。また、**事業の成果を市民に公開で発表する成果報告会に参加していただきます**。

15. その他

新型コロナウイルス感染症感染対策については、指定の様式に具体的に記載してください。**記載がない場合、申込みの受付はできません**。

お問い合わせ・応募書類等の提出先 **八王子市 市民活動推進部 協働推進課**

〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号 (八王子市役所本庁舎7階)

【電話】042-620-7401 【FAX】042-626-0253

【Eメールアドレス】b050700@city.hachioji.tokyo.jp

【ホームページURL】<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>

(こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等をご覧いただけます。)



八王子市市民企画事業補助金申請事業評価会議開催要綱

(趣旨)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業（以下「申請事業」という。）について、適正かつ客観的に評価するため、市民企画事業補助金申請事業評価会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金（以下「補助金」という。）の申請事業の評価に関する事項。
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項。

(参加者)

第3条 会議は、参加者7名以内をもって構成する。

2 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 町会・自治会の関係者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(座長)

第4条 会議に座長及び座長代理を置き、互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議を進行し総括する。
- 3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ市長が招集する。

(会議への参加の期間)

第6条 会議への参加を依頼する期間は、最初の依頼から一年間とする。ただし、参加者が欠けた場合における後任者の参加の期間は、前任者の残りの期間とする。

(意見の聴取等)

第7条 市長は、申請事業の評価のため必要があると認めたときは、参加者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

参考：令和5年度(2023年度) 市民企画事業補助金 事業担当課一覧

| 区分 | 受付番号 | | 事業名 | 団体名 | 担当課 | | | |
|-------------|------|---|--|----------------------------|-----------|-----------|------------|---------|
| A 活動支援部門 | 新 | 1 | インクルーシブ八王子 心理支援と地域連携を推進する事業 | 心理支援サポート ぴあ | 男女共同参画課 | 保健対策課 | | |
| | 新 | 4 | 多文化のまち八王子 | つながろう会 Multicultural Japan | 多文化共生推進課 | | | |
| | 新 | 5 | シニア食堂の運営 | シニア食堂 | 高齢者いきいき課 | 高齢者福祉課 | | |
| | 新 | 7 | 家庭菜園規模の自然栽培農法および固定・伝統品種の保全についての有識者指導研究および共同実践作業と、これを通じた高齢・子育て・子ども世代間の知識と経験の共有と交流 | 自然農法家庭菜園研究会 | 農林課 | | | |
| B 事業実施部門 | 新 | 2 | はちおうじ市民健康大学 —高齢者の健康増進・ウィメンズヘルス事業— | プラチナクラブ | 高齢者いきいき課 | 高齢者福祉課 | 大横保健福祉センター | |
| | 新 | 5 | 子育てを絵本で豊かに | 八王子子ども文庫連絡協議会 | 子どものしあわせ課 | 図書館課 | | |
| | 新 | 7 | 第31回 八王子人形劇まつり | 八王子人形劇まつり連合会 | 生涯学習政策課 | | | |
| | 新 | 9 | ワーカフェ —学びを支え多様性溢れる地域へ | 一般社団法人子ども食堂カフェ北野 | 多文化共生推進課 | 子どものしあわせ課 | 教育指導課 | 地域教育推進課 |
| | ② | 1 | 八王子十五宿めぐり絵図 & 大久保長安スタンプラリー | 大久保長安の会 | 観光課 | 文化財課 | | |

令和5年（2023年）6月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7401（直通） FAX：042-626-0253

E-Mail：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市ホームページ（市民企画事業補助金）：

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/001/003/index.html>